

広報板の管理運営と利用基準

(目的)

第1条 島本町（以下「町」という。）が設置する広報板（以下「広報板」という。）は、町の各種のイベントなどに関する情報を提供することや、地域での公共的なイベントなどに関する掲示物の掲示について必要な事項を定め、もって公平性を確保しつつコミュニティ形成に寄与することを目的とする。

(管理及び運営)

第2条 広報板の適正な維持、補修及び移設などの管理運営は、総合政策部政策企画課長（以下「管理者」という。）が行う。

(設置基準)

第3条 広報板の設置基準は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 自治会区域内のバランス、設置する場所の安全性を考慮する。
- (2) 原則として、町有地に設置する。ただし、その他適当な設置場所として管理者が認めた場合は、それを管理する者の同意を得て設置することができる。

(掲示物の内容)

第4条 広報板に掲示できるものは、次の各号に掲げるものとする。ただし、営利目的、政治、布教活動に関する利用はできない。

- (1) 町が発行したもの及び町から補助を受けている事業に関するもの。
- (2) 自治会がコミュニティづくりの一環として行うイベントなどに関するもの。
- (3) 社会福祉協議会又は商工会など町域内に事務所を有する公共的団体のイベントなどに関するもの。
- (4) 町又は町教育委員会の後援があるイベントなどに関するもの。
- (5) その他、次のア～ク全てに該当するもの。

ア 住民の文化、学術、スポーツなどの振興や地域コミュニティの活性化に資することを目的とした活動又はイベントであること。

イ イベントの開催告知又は町内で活動する団体の会員募集であること。

ウ 自主的に運営しており、営利事業を行っていない団体であること。ただし、企業等が開催する公共性・公益性の認められるイベントは除く。

エ 報酬を受け取る指導者などが団体構成員に含まれていないこと。

オ 個人の活動でないこと。

カ イベントの開催場所は、原則島本町内であること（個人宅を除く）。ただし、島本町に隣接した地区（大山崎町、高槻市（檜尾川以東に限る））の場合は、その限りではない。また、バスツアーやハイキングなどの町外で実施されるイベントについては、集合・解散場所が、町内であること。

キ 掲示物は A4 縦サイズであること。

ク 第8条の制限に抵触していないこと。

- 2 前項ただし書きにおいては、「広報しまもと記事掲載のきまり」を準用する。

(掲示期間)

第5条 掲示物の掲示期間は原則として1か月以内とし、再度申請があった場合でも掲示物が同内容の場合は、原則延長は認めない。ただし、第4条第1号から第3号に該当するものは、色の変更などのデザインを変更したものであれば掲示できるものとする。

(掲示および撤去)

第6条 広報板への掲示物の掲示及び撤去は、以下により取り扱うものとする。

- (1) 第4条第1号から第4号までに該当するものを広報板に掲示する場合は、掲示物に必ず掲示期間を記載し、掲示物を政策企画課に提出するものとする。ただし、第2号について、各自治会が区域内の広報板を利用する場合は除く。
- (2) 第4条第5号に該当するものを広報板に掲示する場合は、あらかじめその掲示物とともに広報板掲示申請書(別記様式)を管理者に提出しなければならない。ただし、別記様式についてはその要件を具備するものに代えることができる。
- (3) 月あたりの参加負担額が2,000円以上である場合は、申込の際に収支概要書を提出すること。
- (4) 第2号に規定する申請を受けた掲示物は、管理者の発行する掲示シールを貼付するものとする。
- (5) 会員募集に関する掲示は、1年度(4月から翌年3月)につき3回を上限とする。
- (6) 広報板への掲示物の掲示は、掲示物を管理する者が行うものとする。
- (7) 掲示物は、広報板に掲示するスペースがある場合に限り掲示できるものとする。また、第4条第4号及び第5号に該当するものを広報板に掲示する場合、同一期間内における掲示は、1団体につき1種類とする。
- (8) 広報板に掲示した掲示物の撤去は、掲示物を管理する者が責任をもって行わなければならない。
- (9) 申請がない掲示物(第4条第2号を除く)及び前号の規定に従わないで放置されている掲示物については、管理者の判断により撤去できるものとする。

(自治会との協力関係)

第7条 広報板の設置や移設については、該当地域の自治会と協議を行うこととする。

(違反に対する措置)

第8条 虚偽の報告や不正の利用が判明した場合は、管理者が当該利用者に対し、広報板の利用に関し、制限を加えることができる。

(トラブルに対する措置)

第9条 広報板に掲示した掲示物によるトラブルは、掲示物を管理する者の責任において処理するものとする。

附 則

この基準は、平成5年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和5年4月28日から施行する。

附 則

この基準は、令和6年6月1日から施行する。ただし、この基準による改正前の基準によって、掲示された掲示物については、なお従前の例による。